

上尾市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和元年8月2日

上尾市監査委員 小林 二三男
上尾市監査委員 矢部 勝巳

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査対象

公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター
所管部局 環境経済部商工課

2 監査期間

令和元年5月28日（火）～同年6月28日（金）

3 監査の範囲

市が出資した出資金等及び補助金等財政援助に係る出納その他の事務の執行状況

(1) 出えん金 50,000,000円

(2) 補助金

平成30年度公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター補助金
47,179,145円

4 監査対象の概要

(1) 事業の目的

公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター（以下、「センター」という。）は、上尾市の補助を受け、従業員の福利厚生が難しい中小企業（従業員数300人以下）に勤務する従業員・事業主のために福利厚生事業を提供する公益財団法人である。上尾市内に居住し、または勤務する勤労者に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とし、平成4年4月1日に財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンターとして設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行し、現在に至る。

(2) 事業の内容

ア 勤労者福祉に関する調査研究事業（定款第4条第1号）

(ア) 労働環境、余暇施設、余暇活動、福利厚生等の調査研究

イ 勤労者福祉に関する各種研究会、講習会等の開催事業（定款第4条第2号）

(ア) 健康管理意識の普及、啓発事業

(イ) 老後生活安定に関する事業

(ウ) 財産形成に係る普及、啓発事業

(エ) 生涯学習援助促進事業

ウ 勤労者福祉に関する情報提供事業（定款第4条第3号）

(ア) 会報紙の発行

(イ) ガイドブックの発行

(ウ) 加入促進用リーフレットの発行

(エ) ホームページの公開

エ 埼玉県及び上尾市が行う勤労者福祉推進事業への協力事業（定款第4条第4号）

(ア) 埼玉県・上尾市共催「労働講座」の参加者募集について情報を提供

(イ) 上尾市の労働行政等に関する情報について、情報を提供

オ 中小企業勤労者の福利厚生事業（定款第4条第5号）

- (ア) 給付事業
- (イ) 生活資金融資あっせん事業
- (ウ) 健康維持増進事業
- (エ) 余暇活動事業

カ その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条第6号）

- (ア) 会員拡大事業
- (イ) 埼玉県勤労者福祉サービスセンター協議会合同事業
- (ウ) 収益的事業

(3) 組織

センターは、事務所を上尾市大字平塚951番地2に置き、評議員8名、理事13名（理事長1名、副理事長3名、常務理事1名を含む）、監事2名、センター採用職員7名をもって構成されている。

(4) 基本財産

53,300,000円	【内訳】	上尾市	50,000,000円
		上尾商工会議所	3,000,000円
		中央労働金庫	300,000円

5 監査の方法

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合するとともに、事務局職員による現地調査を実施したうえで、関係者から説明を聴取し監査を実施した。

(1) 着眼点

○公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター

- ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 財政状態は良好か。
- オ 関係帳票、領収書などの証拠書類の整備は適切か。
- カ 会計経理及び財産管理は適切か。
- キ 経費節減は図られているか。
- ク 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ケ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

○上尾市環境経済部商工課

- ア 出資による権利は決算書類に適正に表示されているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。
- ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

(2) 調査書類等

- ア 事業報告書及び決算報告書（平成28、29、30年度分）
- イ 市補助金に関する書類
- ウ 収支伝票
- エ 証票（請求書、領収書、納品書等）
- オ 現金出納帳
- カ 契約に関する書類
- キ 職員の服務・給与・福利厚生等に関する書類
- ク 非常勤嘱託職員・臨時職員に関する書類
- ケ 預金残高証明書（平成31年3月31日現在）
- コ その他

6 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行はおおむね適正であると認められたものの、次のような事例が見受けられた。

なお、その他の軽微な指摘事項については、事務局から口頭により改善等を促した。

【公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター】

- (1) 給与規程に基づく賞与の支払いについて、改定に伴い平成31年1月に支給した差額支給額に誤りが見受けられたことから、点検のうえ速やかに精算するとともに、再発防止に努められたい。
- (2) 『公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター職員給与規程』、『公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター職員旅費規程』及び『公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター職員被服貸与規程』において、廃止済みの市規則（上尾市職員を派遣することが必要と認められる法人等を定める規則）が引用されていたため、見直しをされたい。

【上尾市環境経済部商工課】

センターにおいて、給与規程に基づく賞与の支払いについて、改定に伴う差額支給額に誤りが見受けられたことから、補助金額確定の審査にあたり、より適切な事務に努められたい。

7 むすび

センターは、平成4年4月の設立以来、中小企業に勤務する従業員・事業主のために福利厚生事業を提供してきた。近年は会員数がおおむね横ばいの中、加入促進月間を設けるなど会員数の増加に努めている。

よりよい資金運用を図りつつ、適切な経理及び運営に努めるとともに、引き続き中小企業の勤労者に対する福祉サービスの向上を図るべく、会員拡大に努め、地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与されるよう望むものである。